



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

宅建業“開業”するならハトマーク！

なにかと出費のかさむ開業時、負担軽減の一助となるべく

◆ 全宅保証「入会金分納制度」をご用意しております。

開業時の負担を軽減！

全宅保証

全宅保証の入会金分納制度を利用すれば...

入会時の費用は
10万円も
軽減！※1

入会金

分納制度

ハトマークグループの公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（全宅保証）では宅建業を始める方の開業時の負担を少しでも軽減するため、入会金分納制度を設けております。

本会への加盟を検討されている方は、この入会金分納制度を利用することで、入会時点での支出を一括納付(20万円)の場合に比べて10万円軽減することができます(※1)。

ぜひ分納制度をご活用ください。

(下記比較表参照)

※1 入会金の分納残額(10万円)は、翌年、翌々年度に年会費とあわせて納付していただきます。



全宅保証入会時費用比較

(令和6年9月現在)

※各都道府県の宅地建物取引業協会(宅建協会)等への入会費用は別途必要です。

※宅建協会によって入会手続き方法・費用は異なります。所属される協会にお問い合わせください。

▼どちらでも選択可▼

	一括納付	分割納付
入会金	20万円	10万円
年会費	6,000円(月割)※2	同左
分担金	60万円	同左

※2 入会時の会費は(月割500円×月数)となります。

業界最大のハトマークグループは情報力と各種業務ツールであなたの宅建業ビジネスをサポートします

ハトマークへの入会は、開業される都道府県の宅建協会・地方本部にお問い合わせください

47都道府県協会一覧 ▶ <https://www.zentaku.or.jp/takken/>

